



- 会長／林 裕彦
- 副会長／佐伯克己・瀬戸雅三
- 幹事／太田博久
- R 情報(会報)委員長／上條英雄

- 事務所／岡谷市中央町 1-4-1 ・ Tel/0266-22-6939 ・ Fax/0266-23-6939
URL: okayarc.org ・ Email: okayarc@bz04.plala.or.jp
- 例 会／毎週火曜日 PM12:30 ホテル岡谷

第 2875 回例会 2019 年（令和元年）6 月 4 日(火)

点 鐘：林 裕彦 司 会：竹村一幸
斉 唱：君が代、奉仕の理想、四つのテスト
ラッキーNo：NO. 31 北澤洋之介
皆 勤 祝：瀬戸雅三 8 年・佐伯克己 7 年
誕 生 祝：瀬戸雅三・薩摩 建・小口国之



誕生祝

会長挨拶

皆さん、こんにちは！

いよいよ 6 月に入りました。今日を入れて 4 回の例会と親睦バスハイクを残すのみとなりました。最後まで頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1989 年 6 月 4 日の天安門事件から今日で 30 年、民主化を求めた学生を中心とする一般市民が天安門広場に於いて集会を開き、数多くの尊い命が奪われ、武力による弾圧が長時間行われました。その時、多くの中国の国民もその事件の重大さと悲しみ深さを感じていたのにも関わらず、時の指導者趙紫陽総書記は民主化に理解を示し失脚いたしました。以来、中国の歴代指導部はこの武力弾圧を正当化する一方民主化しようとする人々を監視、言論を厳しく制限し続けて今の習近平一党独裁へと続き、年々個人崇拜は強まったような気がします。

当時、テレビに釘付けになりその事件にショックを受け、中国のいち早い民主化を祈り犠牲となった多くの学生、市民の冥福を祈ったのは私だけではないと思います。そういった民主化の潮流が、その 2 年後のベルリンの壁崩壊へと繋がったと思ひますし、東西ベルリン分断が集結し東欧諸国では多くの国が民主化政権に移行し現在に至っていることは、少し世界平和に繋がったと思ひます。

平成から令和に移り、平和の尊さありがたさが切に実感できる私達は、数多くの先人の犠牲の上に平和はある事を忘れないようにしたいと思ひます。

以上、会長挨拶とさせていただきます。

幹事報告

- 次週 6/11 はクラブフォーラム事業報告 I となります。理事、役員、各委員長の

皆様は報告をお願いいたします。

- 本日例会終了後、事務所会議室に於いては 60 周年準備委員会があります。
- 6 月の R レートは 1 \$ = 110 円です。



卓話「消費税あれこれ・・・」

プログラム委員長
瀬戸雅三会員

皆さん、こんにちは。プログラム委員長の瀬戸です。今年一年多くの会員の皆様に講話をお願いして、快くお引き受けいただき誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。今日は最後の卓話ということで、プログラム委員長としてお話しさせていただきます。私は税理士ですので、テーマは「消費税あれこれ・・・」です。お手元の資料をご覧くださいながら、理論的なことからお話しいたします。消費税に関しては皆さんもテレビ等の情報で聞いていると思いますが、今年 10 月 1 日から消費税が複数税率となり 10% に上がると同時に 8% の軽減税率という形で、2 つの税率を持つこととなります。今までは単一税率でしたので、単純明快で海外から絶賛されるほどでした。10% と 8% という 2% の差ですが、これにより複雑怪奇となってしまった消費税制度についてお話しいたします。

平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目
飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



全ての事業者	軽減税率対象	標準税率対象
飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。	
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。	
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。	



(平成 31 年 4 月) 国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

帳簿定元帳(仕入)		税率	区分	税別	地方
11	130	△△商事	11月31日日用品	10%	88,000
11	30	△△商事	11月31日食料品	8%	43,200
				(2)	(4)

《請求書の記載例》

- 区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込込み)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		請求額
11月31日	131,200円(税込)	131,200円
11月31日	43,200円	43,200円
11月31日	10,000円	10,000円
11月31日	2,000円	2,000円
合計	186,400円	186,400円
10%対象	88,000	
8%対象	43,200	
軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0120-398-111 (無料)
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率相談センター(軽減コールセンター)
 【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料) (又は 0570-030-456)
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。)と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面談による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

[国税庁ホームページ下の「Dその後のパナーン」をクリック](#)

 [こちらをクリック](#)

 [消費税軽減税率制度](#)

 又は

 [QRコードから特設サイトへ](#)

軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相應の時間が必要な場合があります。早めの準備をご確認ください。

POINT

3ページの①では、食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご確認ください。

(平成30年12月) 国税庁

1 レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先 軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
 【専用ダイヤル】0570-081-222 【URL】http://kzt-hojo.jp
 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

2 請求書等の記載事項について

2019年10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書(区分記載請求書)を売先先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
軽減税率対象		43,200円

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
合計		43,200円
6%対象		43,200円

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		88,000円
10%対象		88,000円

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の額等の対価(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載してはならず、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は不要です。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

消費税クイズ

- Q 1 山城屋さんが生きている牛をそのまま買った時の税率は? ⇒ 10%
 ・生きた牛は家畜で食品ではないので軽減税率の対象にはなりません。
- Q 2 ヒラサワさんが生きたままの魚をレストランに卸した場合の税率は? ⇒ 8%
 ・魚の場合は食品となり(国の見解)軽減税率対象です。
- Q 3 お酒は10%ですが、みりんや料理酒の税率は? ⇒ 8%
 ・酒税法によりアルコール度1度未満はお酒とみなされないため軽減税率対象です。当然ノンアルコールビール等も8%です。
- Q 4 梅林堂さんがお菓子を箱に入れた際、保冷剤をサービスで入れれば ⇒ 8%
 保冷剤が別会計の場合 ⇒ 10%
 ・商品の中に組み込むか組込まないかがポイントになります。
- Q 5 レストランでの食事は10% レイクウオークの飲食スペースは? ⇒ 10%
 屋台は? ⇒ 屋台で提供しているテーブルで食べれば10% 近くの公園のベンチで食べれば8%
 ・料理を提供している場所で食べるか、持ち帰るかが難しいところです。

- Q5 レストランなどで、食べきれずに持ち帰った場合は？⇒そのまま10%
 ・途中で持ち帰ったものはテイクアウトの対象にはなりません。
- Q6 ファミリーレストランのレジ横に置いてあるお菓子は？⇒8%
 ・レストランでの食事は10%ですが、レジ横のお菓子は軽減税率対象になります。(その場で食べても？という気がしなくもないですが・・・)
- Q7 コンビニで買い物をして持ち帰れば？⇒8%
 イートインスペースで食べれば？⇒10%
 ・コンビニの対応としては「店内でお召し上がりになる方はお申し付けください」という貼り紙をするしか方法がないようです。
- Q8 お菓子と器をセット(一体資産)で販売した時の税率は？
 ・一定のルールがあります。一体資産のうち全体の税率価格が1万円以下で、器の価格が全体の3分の1以下の場合は食品がメインになるので8%です。
- Q9 定期購読の新聞は8%ですが、コンビニで買う新聞は？⇒10%
 ・コンビニで買う新聞は定期購読契約に基づいていないので、たとえ毎日買ったとしても10%です。

消費税は4か月後に増税されます。各会社も取り扱いが変わってくると思います。詳しい事は顧問弁護士にご相談の上、間違えないように進めていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

ニコニコボックス

林 靖高 創業月です。

薩摩 建 この度、岡谷市観光協会の会長に就任させて頂きました。皆様のご協力を頂けますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

瀬戸雅三 消費税のお話です。よろしくお願いいたします。

今井康善・牛山幸一・梅垣和彦・太田博久・小口 隆・小口泰史・小口裕司・尾関秀雄・片桐伸介・上條英雄・北澤洋之介・小林大介・佐藤有司・高木昭好・高木克彦・中村文明・瀨 毅・瀨 俊弘・林広一郎・林 裕彦・林 靖高・平沢清文・宮坂晃介・宮坂 伸・矢島 実・山岡俊幸・山岸邦太郎・山崎典夫・江黒寛文・矢島 貴
 瀬戸雅三会員、卓話よろしくお願ひします。楽しみにしています。

出席報告

会員数47名、出席者34名、出席率76.09%、前々回訂正71.74%

2018-2019

岡谷ロータリークラブテーマ

「共に前へ繋いで行こう」



2018-2019 年度RIテーマ

インスピレーションになろう

BE THE INSPIRATION

